

## 第13回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日（木） 午後2時00分～午後2時40分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（22名）
4. 欠席委員（1名）
5. 議案

### 議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の決定について

議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務  
の実施状況の公表について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から4月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が6名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして有難うございます。本日は、久しぶりに良い天気なり、農作業を行いたいぐらいの天気ですが、会議がスムーズに進むよう進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。また、4月8日頃に農地を所有されている方にアンケートを送付しております。現在、アンケートの回収率が17%となっております。回収の期限が5月31日となっておりますので、皆さんもお声掛けをしていただきまして、出来るだけ回収したいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより第13回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、17件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、2件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第4号、非農地証明について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、5件、議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に

会長

ついて事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は17件でございます。議案書のほうは1ページから25ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、5ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ておりますので、●地区担当の委員さんはよろしく願いいたします。以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は、2件でございます。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

1番 内子町●と●の農地、畑3筆 7, 289㎡で、貸付人は、福岡県古賀市の●さん、借受人は、松山市●の●です。

続きまして、2番 内子町●の農地 畑1筆 291㎡で、貸付人は、●、借受人は、内子町●の●さんです。

いずれの案件も書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議案第1号の1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 786㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは自宅横にある畑を購入し、露地野菜を抽出に栽培予定です。●さんは、生産に必要な農機具を保有し、必要があれば購入予定であります。農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩1分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人の●事務所を訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、高齢となったため、町内にお住まいで今回の土地に隣接する●さんに売買することになったそうです。

●さんは、町内にお住まいで、今回購入される場所の横にお住まいで、徒歩1分の場所にあり、露地野菜栽培をする計画であります。

また、●さんは、農業歴が30年あります。農機具は、トラクター、耕運機、ヘーベスター、田植え機などを持たれており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのことでした。以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 951㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは新規就農ではありませんが、今回贈与される土地を叔母の●さんと母の●さんと一緒に長年耕作をしており、●が高齢となってからは中心的に耕作されておりました。農機具は、耕運機・草刈機を持っており、生産に必要があれば購入予定であります。農業経営の経験はないが、長年一緒にこの農地で農作業経験を手伝っていることから必要な技術はあると考えます。また、申請地は車で10分の所にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員 4月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人の●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、町内にお住まいで、今回申請地を親戚の●さんに贈

●番  
●委員

与することになったそうです。申請地は、車で10分程度のところにあります。

また、●さんは、新規就農であります。今回贈与される土地を叔母の●さんと母の●さんと一緒に長年耕作をしており、●さんが高齢となってからは、●さんが中心的に耕作されておりました。農機具は、耕運機・草刈機を持っておられ、生産に必要があれば購入予定であります。

以上、特に問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1, 014㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは生産に必要な農機具も保有し、必要があれば機械等も購入予定であります。耕作は、夫婦で行い農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩で5分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月17日、農業委員の●さんと一緒に、譲渡人の●さんに電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、親戚関係でもあることから、譲受人の●さんの別宅

●番  
●委員

横にあるこの農地を令和3年に●さんに売買され、条件付所有権移転仮登記をされたそうです。●さんは、軽トラ・草刈機を所有し、生産に必要ながあれば新たな農機具を購入し農業に励まれるとのことです。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の4、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。表の左側の番号4番になります。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 1,041㎡、畑3筆 414㎡です。

譲渡人は、東温市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは生産に必要な農機具も保有し、必要があれば機械等も購入予定であります。耕作は、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩で30分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人は年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月17日、農業委員の●さんと一緒に、譲受人の●さんに電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、親戚関係でもあることから譲受人の●さんに農地をすべて売買することになったそうです。●さんは、トラクター・田植え機を所有し、生産に必要があれば新たな農機具を購入し農業に励まれるとのことです。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第2号の1について説明いたします。地図の方は、30から32ページになります。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 339㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、自己住宅です。

転用の理由といたしまして、現在居住している場所が不便で生活に支障が出てきたため、申請地に住宅を建築して移り住みたいとのことです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、地盤を押し固めて土砂の流出を防止し、排水施設を設置して下水や雨水を処理することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は現在居住している場所が不便で、生活に支障が出てきたため、申請地に住宅を建築し移り住みたいとのこと。申請地の周囲に農地はなく、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第2号の2について説明いたします。地図の方は33から35ページになります。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 344㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、倉庫、物置です。

転用の理由といたしまして、自己住宅の敷地が手狭で不便なため、隣接する申請地に農業用倉庫や物置を建築し利用したいとのこと。また、申請地の一部には物置や用水タンクが置かれていますので始末書が提出されております。

事務局

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は水路に排水することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月20日、現地を確認し、現地で●さんに話を聞きました。  
先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は自己住宅の敷地が手狭なため、隣接する申請地に倉庫を建築し、農作業で使用する用水タンクを設置したいとのことでした。  
申請地周辺の農地への影響は少ないものと思われることから、特に問題はないと思われます。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の2を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号について説明いたします。議案書の36ページをご覧ください。地図の方は37から39ページになります。36ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 416㎡、です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。

転用の理由といたしまして、●が所有する墓地の空き地が少なくなってきたことから、既存の墓地に隣接する申請地を墓地に転用して、一体利用したいとのことでした。なお、申請地は既に転用され、整備して利用されておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。3号の4を見ていただきますと、行政庁の許可等の処分につきまして、地すべり防止区域内行為許可済みで、墓地の区域変更許可申請も現在行われております。また、堅固な地盤となるよう造成して、土砂の流出を防ぎ、雨水などは排水路に排水することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追

事務局 認許可相当の案件ではないかと考えております。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員 4月15日、農業委員の●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。  
先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは既存の墓地に空地が少なくなり、檀家の要望に対応できなくなってきたことから、申請地を墓地として利用したいとのことでした。  
転用による周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われま  
す。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を  
進達することに異議はございませんか。  
  
(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達す  
ることに決定しました。  
  
次に、議案第4号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求  
めます。

事務局 それでは、議案書の40ページをご覧ください。議案第4号につい  
てご説明いたします。地図の方は、41ページから43ページになり  
ます。40ページにお戻りください。  
申請地は、内子町●の農地、畑4筆 4, 249㎡です。申請人  
は、内子町●の●さんです。  
それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。現地写真は9ペー  
ジから12ページになります。8ページにお戻りください。  
申請理由として、申請地は周辺地の林地化が進み日照不足で収穫量が  
減少したことや、申請地を管理していた父親が高齢となり、他に耕作管  
理する者もなく、農地として維持管理することが困難となったことか  
ら、約40年前に父親が杉や桧を植林し、そのまま現在に至ったもので  
す。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されてお  
ります。

事務局

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は周囲が山林となり耕作しても収穫量が上がらないことや、申請人の父親が農地を管理していたそうですが高齢となり他に管理する人もいなかったことから、杉・桧を植林し、現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地周辺も山林となっており、周囲への影響は少ないものと見込まれることから、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の44ページをご覧ください。内子町長より令和6年4月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年4月30日です。

集積計画の概要ですが、45ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再規設定で、田が10筆 10, 164㎡、畑が7筆 5, 745. 26㎡、合計17筆、15, 909. 26㎡です。

集積計画の内訳については、46ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします

事務局

1番 内子町●、●の農地、田3筆、4, 820㎡、畑1筆 1, 888㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借及び賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、畑4筆 3, 222. 26㎡です。

貸付人は、大洲市●の●さん、借受人は、大洲市●の●で、賃借権の新規設定です。

3番 内子町●、●の農地、田6筆、4, 428㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、松山市●の●さん、借受人は、内子町●の●で、賃借権の新規設定です。

4番 内子町●の農地、田1筆 916㎡です。

貸付人は、松山市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

5番 内子町●の農地、畑2筆 635㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、別紙でお配りしたほうの資料をご覧ください。

農業委員会の活動や実施事業の状況については、以前より町のホームページ等で公表することが法定化されております。また、令和4年度に国から示された新たな方針によって、農地利用最適化活動のさらなる推進を図るために、それぞれの農業委員会において「目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告」といった取り組みが求められておりますが、今回ご審議いただきますのは、令和5年度の実施状況となります。

それでは、要点のみご説明いたします。

( 説 明 )

事務局

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。